

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

むつ市上下水道局より大切なお知らせ

## 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

### ●指定の有効期間が5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、  
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

※有効期間内に更新手続きされないと指定の効力が失効します。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行日の前日から1年:令和2年9月29日まで
H11.4.1~H15.3.31	2年:令和3年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	3年:令和4年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	4年:令和5年9月29日まで
H25.4.1~R1.9.30	5年:令和6年9月29日まで

更新については、対象となる  
指定給水装置工事事業者様  
宛に、郵送にて通知をしま  
す。

### ●指定更新の要件は下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)  
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類  
(免状又は技術者証等)

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施工規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認。

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容  
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び  
配管技能の資格の有無

◇お問い合わせ先

むつ市上下水道局水道課 管路管理グループ

TEL:0175-29-1019 FAX:0175-24-4249

メールアドレス:[susuido@city.mutsu.lg.jp](mailto:susuido@city.mutsu.lg.jp)